

山形地区サッカー協会 4種委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、山形地区サッカー協会 4種委員会と称する。

(組 織)

第2条 本会は、山形地区サッカー協会 4種加盟登録した競技団体を以って構成する。

(目 的)

第3条 本会は、サッカー競技の普及、発展を図り、あわせて登録団体及び会員相互の親睦を深め、健全な心身の発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、 各種サッカー競技会の運営
- 2、 指導、普及のための講習会及び研修会等の開催
- 3、 その他、前条の目的達成に必要な事業

(大会部会及び専門委員会)

第5条 本会に大会部会を置く。大会部会員は、委員長が任命する。

大会部会は、大会日程・競技方法等大会に係る事項を決定する。大会部会に競技・審判・技術の専門委員会を置く。

- 1、 競技委員会 (円滑な競技運営に努める)
- 2、 審判委員会 (審判員の養成に努め、競技会の適切な進行に努める)
- 3、 技術委員会 (技術の指導、指導員の養成、地区トレーニングセンターの運営を実施する)

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1、 委員長 1名 副委員長 若干名
事務局長 1名 事務局員 若干名 (内会計担当 1名)
大会部会長及び専門委員長 各 1名
理事各ブロック 2名・顧問 若干名 監事 2名
- 2、 役員の任期は 2年とし、再任を妨げない。

(役員を選出)

第7条 委員長は理事会において選出する。

委員長は副委員長及び事務局長を任命し、理事会で承認を得る。

第8条 理事は各ブロックにおいて 2名選出する。

第9条 大会部会長及び専門委員長は委員長が任命し、専門委員会員は各専門委員長が任命し、理事会の承認を得る。

- 第10条 委員長は委員会を統括し、本委員会を代表する。
第11条 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。
第12条 事務局長は委員長の指示により、会務を処理する。
第13条 理事は本委員会運営に参画し、これを実施する。

(顧問)

- 第14条 顧問は委員長が委嘱する。
第15条 顧問は必要に応じ、委員長に助言する。

(会議)

- 第16条 理事会は委員長が招集する。
第17条 理事会は次の事項について審議する。
1、 事業計画並びに予算に関する事。
2、 事業報告並びに決算に関する事。
3、 規約等改廃に関する事。
4、 役員選出に関する事。
5、 その他、重要事項に関する事。

(議長)

- 第18条 理事会の議長は委員長が務める。

(議決)

- 第19条 理事会の議決は出席理事の過半数により決し、可否同数の場合議長が決定する。

(会計)

- 第20条 本会の会費は、加盟登録団体の4種運営費、及び各種補助金及びその他の収入をもって充てる。
第21条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
第22条 本会の簿冊保管期限を5年とする。

附則

- この規約は、平成6年6月23日制定
平成8年6月15日一部改正（理事2名制）
平成30年5月11日一部改正（大会部会等）
平成31年2月13日一部改正（理事3名制）
令和2年2月19日一部改正（理事2名制、役員を選出）